

南部療育センター（仮称）基本計画について

I 設置目的

療育センターとは、相談・診断、療育までを一体的に行う障がい児療育の中核施設である。急増している療育センター等における**新規受診児数の増加**、福岡市立**あゆみ学園の老朽化の進行**、**保育所等に通う障がい児への支援ニーズの高まり**等への対応のため、市南部地域に、「**南部療育センター（仮称）**」を新たに設置するもの。

II 策定経緯

基本計画策定にあたっては、**学識経験者、療育機関関係者、保護者代表**等により構成された**福岡市南部療育センター（仮称）基本計画検討委員会**において、障がい児療育を取り巻く現状や課題に対応した療育センターのあり方等について意見が出され、本計画をとりまとめた。

あわせて、検討委員会での意見も踏まえ、本市の療育のあり方等についても検討していく。

III 施設機能

南部療育センターには、以下の機能を有するものとする。これらの機能のうち、訪問型支援である**アウトリーチの拡充**を図る。

(1) 相談・診断

新規受診児数の増加に対応するため、既存療育センターと比較して**相談室を拡充**

(2) 通園による支援

肢体不自由児については、あゆみ学園の定員40人を目安とし、知的障がい児については、民間では十分に対応できていない1～2歳児及び3～5歳児の医療的ケア等が必要な障がい児を中心とした定員30人を目安として通園による支援を実施

(3) 保育所・幼稚園へ通う障がい児への支援

保育所・幼稚園への移行が円滑に進むよう、受け入れる施設への支援を行うとともに、障がい児や保護者への支援も一層推進するため、**外来グループ療育室を拡充**

(4) 外出が困難な障がい児への支援

重度障がい児の居宅への訪問支援を実施

(5) 家族支援

日中一時支援について、医療的ケア児専用枠を設け充実させるとともに、ペアレントトレーニングなどの保護者支援、サポートファイル作成支援を実施

(6) 地域支援

療育に関わる施設等に対する研修などにより、地域全体の支援力向上を図るとともに、療育部門だけでなく関係機関が連携した、きめ細かな支援体制を強化

(7) 地域との交流等

災害時を含む地域への施設開放等

IV 施設建築計画

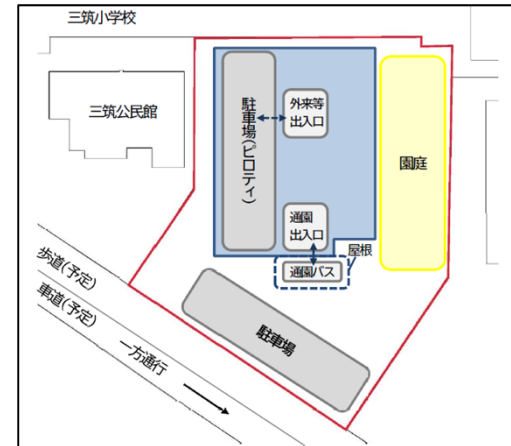
施設整備にあたっては下記の点に配慮した上で、感染症対策など衛生面にも留意することを基本的な方針として定める。

- (1) すべての人が使いやすい施設 **【利用者視点】**
- (2) サービスを提供しやすい施設 **【運営者視点】**
- (3) 維持管理しやすい施設 **【施設管理者視点】**

V 施設配置計画

施設配置については、利用形態等に応じた使いやすい配置、十分な駐車台数の確保、明るく開放的な園庭の整備等に配慮することを基本的な方向とする。

【施設配置イメージ】



※上記は、イメージであり、今後、変更となる可能性がある。

所在地
博多区三筑二丁目
15-40
敷地面積
約3,300㎡
建ぺい率
60%
容積率
200%
用途地域等
第一種住居地域
法22条区域
第二種20M高度地区

VI 設備等

太陽光発電、非常用電源設備、電気自動車等の検討

VII 今後のスケジュール（想定）

